

令和 3 年 9 月 15 日

北本市スポーツ少年団  
関係者各位

北本市スポーツ少年団  
本部長 小澤 修次

## 緊急事態宣言期間延長におけるスポーツ少年団活動について（依頼）

平素より、北本市スポーツ少年団活動に特段のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。  
さて、緊急事態宣言の延長を受け、9月14日に県スポーツ少年団本部より各市町村スポーツ少年団に対して、別添のとおり活動に関する制限・自粛の依頼が発出されました。  
県からの要請を受け、北本市スポーツ少年団の活動について、下記のとおり制限・自粛の御協力をお願いすることと致しました。  
内容といたしましては、下記の通りになりますので、皆様のご理解、御協力をお願い致します。

### 記

#### 《 自粛期間 》

緊急事態宣言期間中（9月30日まで）とする。

#### 《 自粛内容 》

- ・ 活動は2日／週までとし、1日の活動時間は2時間までとする。また、土曜・日曜のどちらか1日は活動しない日とする。
- ・ 食事（昼食）を伴う活動はしない。
- ・ 練習試合、合同練習、体験会など、チーム関係者以外との交流を禁止する。  
※地方大会、全国大会等の各種大会は、主催者側の大会要項に従う。
- ・ 各部会主催の交流大会について、県本部主催事業の延期にならば、延期を検討する。

#### 《 安全・安心な活動について（必ず守ってください!） 》

- ・ 参加者名簿の作成や健康観察を徹底し、体調不良の場合の練習参加は認めない。
- ・ 活動中以外は、マスクの着用を徹底する（特に、指導者のマスク着用の徹底をお願いします）。
- ・ こまめな手洗い、うがい、アルコール消毒を行う。また、熱中症にも十分に注意し、適度な休憩や水分補給を行うこと。
- ・ 屋内施設を利用する場合は、窓を全開にする等、換気に十分配慮する。
- ・ 活動の実施にあたっては、保護者を含む母集団への理解を求め、不参加の団員がいる場合でも不利益を与えない。

事務局 : 北本市教育委員会生涯学習課  
生涯スポーツ・オリパラ担当  
電話 : 5 9 4 - 5 5 6 8